



# 支払基金からのご案内

社会保険診療報酬支払基金鹿児島審査委員会事務局  
令和6年4月号

令和6年4月

令和6年5月

## ① 診療（調剤）報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間 (土・日・祝日も送信可能です)	5日(金)～7日(日) 8:00～21:00					5日(日)～7日(火) 8:00～21:00				
	8日(月)～10日(水) 8:00～24:00					8日(水)～10日(金) 8:00～24:00				
「請求確定」は10日までにお願いします。 ASP結果の訂正は、12日の21時までにはお願いします。										
電子媒体・紙レセプト受付日	6日(土)	7日(日)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	6日(祝)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)
	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○
○：開所　×：閉所　受付時間：9:00～17:30 郵便等により提出される場合は、10日までの必着でお願いします。										

## ② 発送予定日（紙帳票の送付）

増減点連絡書等	4月4日(木)	2月診療分	5月2日(木)	3月診療分
当座口振込通知書	4月4日(木)	1月診療分	5月2日(木)	2月診療分
<b>送付物に係る確認のお願い</b>				
<b>毎月10日頃までに返戻レセプト等が到着していない場合は、審査事務担当者宛てご連絡願います。</b>				

## ③ 当月請求レセプトの取下げ期限日 ※審査事務担当者宛て、電話によりご依頼ください

電子レセプトで請求した場合	4月19日(金) 受付時間 9:00～17:30	5月22日(水) 受付時間 9:00～17:30
紙レセプトで請求した場合	4月15日(月) 受付時間 9:00～17:30	5月15日(水) 受付時間 9:00～17:30

## ④ 特定健診・特定保健指導データの送信（提出）締切日

オンライン	4月5日(金) 利用時間 9:00～21:00	5月7日(火) 利用時間 9:00～21:00
電子媒体	4月5日(金) 利用時間 9:00～17:30	5月7日(火) 利用時間 9:00～17:30

## ⑤ データ提供日（オンライン請求医療機関等）

振込額明細等	4月15日(月)	2月診療分	5月15日(水)	3月診療分
当座口振込通知書等(CSV)			5月22日(水)	
当座口振込通知書等(PDF)※	—			
返戻レセプト	4月5日(金)		5月5日(日)	
再審査等返戻レセプト				
増減点連絡書等(CSV)				
支払関係帳票(PDF)※	—			

※当座口振込通知書等(PDF)及び支払関係帳票(PDF)は3月診療(5月配信)分から提供します。

## ⑥ 支払予定日

診療(調剤)報酬等	4月22日(月)	2月診療分	5月21日(火)	3月診療分
特定健診・特定保健指導費	4月22日(月)	2月診療分	5月21日(火)	3月診療分
出産育児一時金等	正常分娩(10日提出)	4月5日(金)	5月7日(火)	4月提出分
	正常分娩(25日提出) 異常分娩	4月22日(月)	5月21日(火)	

支払基金ホームページに鹿児島県の情報を掲載しています。

「支払基金からのご案内」「鹿児島審査委員会事務局からのお知らせ」「医療費助成事業の事業内容」など

◆トップページ → 都道府県情報 → 「日本地図」または都道府県一覧の「鹿児島県」よりご覧いただけます。

●支払基金が受託している医療費助成事業を掲載しています

トップページ → 事業内容 → 医療費助成事業関係業務 → 支払基金が受託している医療費助成事業



## 電子証明書に関する重要なお知らせ

◆オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムでお使いの電子証明書の有効期限は、発行日から3年3か月です。お使いの電子証明書の有効期限をご確認ください。

➔ 電子証明書有効期限の確認方法

- ・ 電子証明書発行通知書(新規発行時に郵送される書類)の3枚目以降に記載されています。
- ・ 医療機関等向けポータルサイトにログインして、電子証明書申請状況照会画面から確認できます。電子証明書の発行等申請の手引きの「2.2 電子証明書申請状況照会画面」を参照してください。

電子証明書の発行等申請の手引きはこちら↓

[https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/download/docs/denshi\\_hakkou\\_tebiki.pdf](https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/download/docs/denshi_hakkou_tebiki.pdf)



◆有効期限切れの場合、電子証明書の再設定完了まで、オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムが利用できなくなります。オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザーマニュアルの「2. 証明書の更新」を参照して、更新手続きを行ってください。更新手続きは、有効期限が90日未満となった場合に実施できます。

マニュアルはこちら↓

<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/download/post-12.html>



◆令和6年4月からの新規発行分について

令和6年4月新規発行分から、電子証明書発行料(1枚当たり)1,500円に加えて、郵送手数料として1通当たり753円がかかります。(いずれも税込)

- ※ 令和6年3月26日までに発行申請の受付が完了したのものについては、3月中に発行いたします。それ以降の発行申請分については、4月発行となります。

届出先は  
地方厚生(支)局等です

## 令和6年度診療報酬改定における施設基準の届出について

<令和6年度診療報酬改定に伴い、届出が必要な施設基準の届出を行う保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション>

令和6年度診療報酬改定において、施設基準が新設・改正された基本診療料・特掲診療料・訪問看護療養費のうち、同改定が施行される令和6年6月1日以降の算定に当たり届出を行う必要がある施設基準については、厚生労働省から届出の取扱いが通知\*されています。

届出もれによる影響が特に大きい外来診療に係る施設基準(外来・在宅ベースアップ評価料、医療DX推進体制整備加算等)もありますので、当該取扱いをご確認の上、届出もれ・遅れがないよう、ご留意願います。

● 令和6年6月1日からの算定に係る保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションの届出期間

令和6年5月2日(木)～同年6月3日(月)までに地方厚生(支)局等に届出

- ※ 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和6年3月5日厚生労働省通知保医発 0305 第5号)
  - 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和6年3月5日厚生労働省通知保医発 0305 第6号)
  - 訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて(令和6年3月5日厚生労働省通知保医発 0305 第7号)
- 上記通知による施設基準の届出の取扱い・様式等、詳しくは、厚生労働省ホームページの以下掲載先をご覧ください。

▶ホーム → 政策について → 分野別の政策一覧 → 健康・医療 → 医療保険 → 診療報酬関連情報 → 令和6年度診療報酬改定について → 第3 関係法令等 → 【省令・告示】(それらに関連する通知・事務連絡を含む。) → (3)、(4)及び(10)



発行所 社会保険診療報酬支払基金鹿児島審査委員会事務局  
〒890-8552 鹿児島市宇宿1丁目52-12  
TEL 099-255-0121 (代表)

発行 令和6年4月1日  
発行責任者 安福 真朗  
編集責任者 内村 弘昭